

県税のしおりNo.6

# 県たばこ税 ゴルフ場利用税



## 県たばこ税

### 県たばこ税とは

卸売販売業者等が小売店にたばこを売り渡すとき等に課される税金で、みなさんが購入する際の代金の中に含まれています。同じ性質の税金として、国たばこ税、市町村たばこ税があります。

### 納める人

たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者

### 納める額

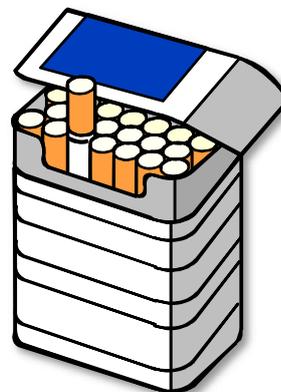
たばこ1,000本につき1,070円

### 申告と納税

たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者が、毎月分を翌月末日までに申告して納めます。

#### 一箱（20本入り） 580円の場合の税金

県たばこ税	21.40円	.....
市町村たばこ税	131.04円	.....
国たばこ税	136.04円	.....
国たばこ特別税	16.40円	.....
原材料費など	222.40円	.....
消費税	52.72円	.....



# ゴルフ場利用税

## ゴルフ場利用税とは

ゴルフ場(ゴルフ練習場を除く)を利用したときに、その利用者に課される税金です。

## 納める人

ゴルフ場の経営者が、利用者(納税義務者)から徴収して納めます。

## 納める額

ホール数や利用料金によって定められています。

ゴルフ場の区分	利用料金の額	税率
18ホール未満	1人1日 2,500円未満	400円
	2,500円以上	500円
18ホール以上	2,500円～ 2,500円未満	500円
	3,000円～ 3,000円未満	600円
	4,000円～ 4,000円未満	700円
	5,000円～ 5,000円未満	800円
	6,000円～ 6,000円未満	900円
	7,000円～ 7,000円未満	1,000円
	10,000円～ 10,000円未満	1,100円
10,000円以上	1,200円	

## 非課税

次に掲げるゴルフ場の利用については、ゴルフ場利用税は課税されません。

- ① 年齢18歳未満の者、年齢70歳以上の者及び障がいのある方のゴルフ場の利用で、利用者本人がその旨を証明する場合
- ② 国民スポーツ大会のゴルフ競技に参加する選手が当該ゴルフ競技又はその公式練習として行うゴルフ利用で、都道府県知事又は都道府県の教育委員会がその旨を証明する場合
- ③ 学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員が学校の教育活動として行うゴルフ場の利用で、学長又は校長がその旨を証明する場合
- ④ 国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手が当該ゴルフ競技又はその公式練習として行うゴルフ場の利用で、当該ゴルフ競技の準備及び運営を行う者がその旨を証明する場合

## 申告と納税

ゴルフ場の経営者が毎月分を、翌月の15日までに申告して納めます。

## 市町村への交付

県に納入されたゴルフ場利用税の10分の7は、そのゴルフ場が所在する市町村に交付されます。

くわしくは、もよりの県税事務所へお問い合わせください。

	郵便番号	所在地	電話番号
別府県税事務所	874-0840	別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-8211
大分県税事務所 課税第一課	870-0021	大分市府内町3-10-1	097-506-5773
日田県税事務所	877-0004	日田市城町1-1-10	0973-22-4175
中津県税事務所	871-0024	中津市中央町1-5-16	0979-22-2902

ホームページ「くらしと県税」 <https://www.pref.oita.jp/site/zei/>